

明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等 に関する規程

2000年5月29日制定

2000年度規程第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 本学（学校法人明治大学及びその設置学校をいう。以下同じ。）は、建学の精神（権利自由・独立自治）に立脚し、日本国憲法，教育基本法，男女雇用機会均等法，男女共同参画社会基本法，労働施策総合推進法等に掲げる人権尊重と両性の平等の精神に則り，キャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め，本学の構成員の快適な教育研究・学習及び労働環境の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において，「キャンパス・ハラスメント」とは，相手側の意に反する不適切な発言，行為等を行うことによって，相手側に不快感や不利益を与え，又は相手側を差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって相手側の人権を侵害し，教育研究・学習及び労働環境を悪化させることをいう。

2 前項の内容については，第5条に規定する指針（ガイドライン）において具体的に例示して，学内に周知するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は，本学における学生（委託学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び交換留学生を含む。）・生徒，教職員（嘱託職員等を含む。）及び本学が受け入れた研究者，学生・生徒の保護者並びに委託業者等本学の教育研究及び業務において関係を有する者（以下「本学の構成員」という。）に適用する。

(責務)

第4条 本学は，第1条の目的を達成するため，キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに，万一，キャンパス・ハラスメントが発生した場合には，必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 本学の構成員は，次条第1項の指針（ガイドライン）の定めるところにより，キャンパス・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

3 本学の構成員のうち，役職者・管理職等，教職員等を監督する地位にあ

る者及び学級担任・指導教員等，学生・生徒等を教育指導する立場にある者は，日常の指導等により，キャンパス・ハラスメントが起こらないよう注意を促すとともに，万一，キャンパス・ハラスメントが発生した場合には，この規程に基づき，迅速かつ適切に対応しなければならない。

（本学の構成員に対する指針及び啓発）

第5条 本学は，キャンパス・ハラスメントを防止し，及び排除するために本学の構成員が認識すべき事項並びにキャンパス・ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について，指針（ガイドライン）を定めるものとする。

2 本学は，前項の指針（ガイドライン）を本学の構成員に対し周知徹底し，啓発指導を行うものとする。

第2章 キャンパス・ハラスメント対策委員会・相談員

（キャンパス・ハラスメント対策委員会の設置）

第6条 本学のキャンパス・ハラスメントに対処するため，明治大学人権委員会規程（1999年度規程第4号。以下「人権委員会規程」という。）第7条の規定に基づき，キャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

（対策委員会の任務）

第7条 対策委員会は，次に掲げる事項を任務とする。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関する申出及び相談（以下「ハラスメント相談」という。）に関する調査，救済，教育等の必要な対応並びにそれらに関する事項の人権委員会委員長（以下「人権委員長」という。）への報告
- (2) 第17条に規定するキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）設置についての人権委員長への要請
- (3) キャンパス・ハラスメント対策に関する指針（ガイドライン）の作成及び整備
- (4) 理事長，学長及び人権委員長から諮問された事項についての調査及び報告
- (5) その他キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項（対策委員）

第8条 対策委員会は，次に掲げる委員（以下「対策委員」という。）をもって組織する。

(1) 学内委員

- ア 各学部，大学院及び専門職大学院の専任教員のうちから学長が指名する者

20名以内

イ 高等学校長兼中学校長が指名する教諭	1名
ウ 総務担当常勤理事が指名する専任職員	3名
エ 人権委員会から選出された者	2名
(2) 学内外の専門委員（学識経験者等）	5名以内
	計31名以内

2 前項第2号の委員は、人権委員長が理事長及び学長と協議の上、任命する。

（対策委員の任期）

第9条 対策委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の対策委員は、再任されることができる。

（対策委員長及び対策副委員長）

第10条 対策委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 対策委員会の委員長（以下「対策委員長」という。）は、委員の互選により選任し、理事会において任命する。

3 対策委員会の副委員長（以下「対策副委員長」という。）は、委員のうちから対策委員長が指名し、理事会において任命する。

4 対策委員長は、第7条各号に掲げる任務を統括するとともに、対策委員会を主宰し、必要に応じて相談員との連絡、調整及び指示を行う。

5 対策委員長は、前条第1項の規定にかかわらず、後任者が就任するまで、なお、その職務を行わなければならない。

6 対策副委員長は、対策委員長を補佐し、対策委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

（対策委員会の会議）

第11条 対策委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、対策委員長の決するところによる。

（相談員）

第12条 次の各号に掲げる者は、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）となり、ハラスメント相談に応じるものとする。

(1) 対策委員会委員

(2) 人権委員会委員、人権教育・啓発専門委員会委員及び対策委員会委員経験者のうちから、対策委員長が選任する者

(3) その他学外の有識者で対策委員長が選任する者

第3章 ハラスメント相談

(ハラスメント相談の窓口)

第13条 対策委員会に対し、ハラスメント相談を申し出る窓口は、別表に定めるとおりとする。

(ハラスメント相談の対応)

第14条 前条に規定する窓口においてハラスメント相談を受け付けた者は、直ちに対策委員長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた対策委員長は、当該事案がキャンパス・ハラスメントに該当すると判断した場合、当該事案に適切な相談員を第12条に規定する相談員のうちから選任し、事案の対処に当たらせるものとする。この場合において、ハラスメント相談を申し出た者があらかじめ特定の相談員を指定したときは、対策委員長は、これを尊重する。

3 相談員は、ハラスメント相談に応じ、必要な調査を行い、対策委員長と連絡を取りながら適切な助言、指導、調整等を行う。

4 相談員は、ハラスメント相談の内容及びその対応等について相談記録を作成しなければならない。

5 相談員は、ハラスメント相談に際し、当該事案の事実確認、救済措置等が困難であると判断したときは、対策委員長にその旨を報告する。

6 前項の規定により、報告を受けた対策委員長は、必要に応じて対策委員会を招集し、第7条第2号の規定に基づく調査委員会の設置要請の可否を決定する。

(調査委員会の設置要請)

第15条 前条第6項の規定により、対策委員会において調査委員会の設置要請を行うことを決定した場合、対策委員会は、人権委員長に対し、調査委員会の設置について要請する。

第4章 キャンパス・ハラスメント調査委員会

(キャンパス・ハラスメント調査委員会の設置)

第16条 対策委員会から調査委員会の設置要請を受けた人権委員長は、人権委員会規程第7条の2の規定に基づき、人権委員会の議を経て、調査委員会を設置することができる。

(調査委員会の任務)

第17条 調査委員会は、調査対象となるハラスメント相談事案について、対策委員会から提出された資料に基づき、当該相談者及び相手方の行為に関する事実関係の調査等を行い、その調査報告書を人権委員長に提出することを任務とする。

(調査委員)

第18条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、当該事案を担当した相談員は、調査委員会委員（以下「調査委員」という。）となることができない。

- (1) 人権委員長が指名する人権委員会委員 2名
- (2) キャンパス・ハラスメント対策委員長が指名するキャンパス・ハラスメント対策委員 1名
- (3) 人権教育・啓発専門委員会委員長が指名する人権教育・啓発専門委員会委員 1名
- (4) 人権委員長が指名する学識経験者 1名

2 調査委員の任期は、調査委員会が設置された日から調査報告書を人権委員長に提出したときまでとする。

（調査委員長及び調査副委員長）

第19条 調査委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 調査委員会委員長（以下「調査委員長」という。）は、調査委員のうちから、人権委員長が指名し、調査委員会副委員長（以下「調査副委員長」という。）は、調査委員の互選により選任する。

3 調査委員長は、調査委員会の議長となり、会務を総理する。

4 調査副委員長は、調査委員長を補佐し、調査委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（調査委員会の会議）

第20条 調査委員会は、調査委員長が招集する。

2 調査委員会は、4名以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 調査委員会は、当該事案の内容及び状況について、速やかに当該事案の相談員及び対策委員長から説明を受けなければならない。

5 調査委員会は、必要に応じて、当該事案に係る専門的な知識を有する者等を会議に出席させ、意見を求めることができる。この場合において、当該会議に出席した者には、第25条に規定する守秘義務が適用される。

6 調査委員会は、非公開とする。

7 調査委員会は、独立が保障され、公正、適正かつ迅速に開催されなければならない。

（第三者委員会）

第21条 調査委員長は、当該事案の調査について、調査委員会において実施することが困難と判断した場合、人権委員長の同意を得て、当該調

査を学外の第三者委員会に委ねることができる。

2 前項の第三者委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(弁明)

第22条 調査委員会は、調査の実施に当たり、出席を要請した者に対し、弁明の機会を与えるものとする。ただし、調査対象者がこれを拒否したとき又は連絡のつかない状態にあるときは、この限りでない。

(調査報告書の作成・提出等)

第23条 調査委員長は、調査委員会による当該事案に係る調査結果に基づき、当該事案の相手方の行為がキャンパス・ハラスメントに該当するか否か、当該事案における救済や教育等の必要な措置の要否、及び就業規則又は学則・校則に基づく処分内容にかかわる判定（以下「判定」という。）を含む調査報告書を作成し、人権委員長に提出しなければならない。

2 調査委員長は、調査委員会が設置された日から原則3か月以内に、前項の調査報告書の人権委員長に提出するものとする。

3 調査報告書の提出を受けた人権委員長は、人権委員会において当該判定の妥当性を審議し、その内容を確定しなければならない。

4 前項により確定した判定の内容に応じて、人権委員長は、学長・校長又は担当理事に対し、速やかに当該調査報告書を提出するものとする。

5 前項のほか、人権委員長は、学長・校長又は担当理事に対し、確定した判定に基づく対応の実行を進達するものとする。

6 人権委員長は、必要に応じて、調査報告書の概要を、当該ハラスメント相談の相談者及び相手方に開示することができる。

第5章 ハラスメント相談に係る義務等

(ハラスメント相談及び調査への協力義務)

第24条 対策委員長及び調査委員長は、当該事案の事実確認、救済措置、調査等の実施に必要な範囲内で、当該事案の相談者、相手方及び関係者に対し、面談への出席、関係資料の提出等、必要な協力を求めることができる。この場合において、当該協力を求められた者は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

2 前項のほか、対策委員長及び調査委員長は、ハラスメント相談の調査、救済、教育等の実施に必要な事項について、関係部署に対し協力を要請できるものとし、当該要請を受けた部署は、所管業務に支障のない限り、これに応じなければならない。

(守秘義務)

第25条 人権委員会委員、対策委員、調査委員、相談員及び事務担当者

は、職務の遂行に当たっては、当該関係者のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 当該事案の相談者、相手方及び関係者は、当該事案にかかわることにより知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該事案が終了した後も同様とする。

(ハラスメント相談に係る書類等の保管)

第26条 ハラスメント相談において作成された相談記録その他の関係書類（電磁的記録を含む。）については、第28条に規定する事務局において、厳重な管理の下に保管しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第27条 本学の構成員は、キャンパス・ハラスメントに対する相談の申出、当該相談に係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

第6章 雑則

(事務)

第28条 対策委員会及び調査委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第29条 この規程を改廃するときは、人権委員会の議を経なければならない。

附 則（2000年度規程第3号）

この規程は、2000年（平成12年）5月30日から施行する。

(通達第1063号)

附 則（2000年度規程第21号）

この規程は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。

(通達第1104号)（注 事務機構改善に伴う別表の改正）

附 則（2002年度規程第21号）

(施行期日)

- 1 この規程は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に廃止前の制度により継続採用の取扱いを受けている教務助手補及び実験助手補に係るこの規程の適用については、なお従前の例による。

(通達第1203号)（注 教務助手補及び実験助手補制度の廃止に伴う改正）

附 則（2005年度規程第25号）

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規程の施行後、最初に任命される第8条第1項第1号アの対策委員会委員のうち、学長が指名する5名については、第9条第1項本文の規定にかかわらず、その任期を3年とする。

(要綱の廃止)

3 セクシュアル・ハラスメント対策委員会及びセクシュアル・ハラスメント審査会に関する要綱(2000年度例規第6号)は、廃止する。

(通達第1439号)(注 学内の人権及びハラスメント問題に対処する組織を統合することに伴う改正)

附 則(2007年度規程第3号)

この規程は、2007年(平成19年)4月19日から施行する。

(通達第1535号)(注 短期大学の学生募集停止等による短期大学にかかわる部分の削除に伴う改正)

附 則(2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則(2008年度規程第24号)

(施行期日)

1 この規程は、2008年(平成20年)7月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規程の施行後、改正後の第8条第1項第1号アの規定により最初に増員される対策委員会委員(次項において「新委員」という。)の任期については、第9条第1項本文の規定にかかわらず、2010年(平成22年)3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、新委員のうち、学長が指名する2名については、第9条第1項本文の規定にかかわらず、その任期を2009年(平成21年)3月31日までとする。

(通達第1719号)(注 対策委員会委員を増員することに伴う改正)

附 則(2008年度規程第41号)

この規程は、2008年(平成20年)12月4日から施行し、改正後の規定は、同年9月16日から適用する。

(通達第1757号)(注 事務機構第一次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則(2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の

規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2012年度規程第40号)

この規程は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(通達第2142号) (注 中野キャンパスに係る部署の新設に伴う改正)

附 則 (2017年度規程第2号)

この規程は、2017年(平成29年)4月19日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第2460号) (注 事務組織改善による部署名称の変更に伴う改正)

附 則 (2017年度規程第43号)

この規程は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2545号) (注 対策委員会委員の増員、相談員及び審査会委員の選任対象範囲の拡大等に伴う改正)

附 則 (2020年度規程第35号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(通達第2768号) (注 キャンパス・ハラスメント調査委員会の設置等に伴う改正)

別表 (第13条関係)

キャンパス・ハラスメント相談受付窓口

学生・生徒の窓口	キャンパス・ハラスメント相談室，学生相談室及び診療所，駿河台・和泉・生田キャンパスの学生支援部学生支援事務室，中野キャンパス事務部中野教務事務室・中野教育研究支援事務室，教務事務部各学部・大学院・専門職大学院・資格課程事務室，国際連携部国際教育事務室並びに高等学校中学校の事務室・保健室・相談室
教職員の窓口	キャンパス・ハラスメント相談室，各所属長，人事部人事課及び教職員組合書記局
上記以外の者の窓口	キャンパス・ハラスメント相談室，人事部人事課，駿河台・和泉・生田キャンパスの学生支援部学生支援事務室及び中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室

※ 対策委員は、本学の構成員すべての者の受付窓口となる。